

廃止・休止または再開をする場合の手続き

◇ **手続きの流れ**

1. 提出期限までに下記の書類を提出してください。(郵送可)
※廃止の場合、『多気町指定給水装置工事事業者証』を返納してください。

◇ **提出書類**

《**廃止**の場合》…廃止の日から **30 日以内**

1. 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(様式第 11)
2. 多気町指定給水装置工事事業者証(原本)

《**休止**の場合》…休止の日から **30 日以内**

1. 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(様式第 11)

《**再開**の場合》…再開の日から **10 日以内**

1. 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(様式第 11)

◇ **手数料**

※廃止・休止または再開の届出には手数料は不要です。